標準文書保存期間基準(保存期間表)

大臣官房総合政策課

			V(3+2474) - 15 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -		正曲計価・以東ノロモーション至	収去期間無フ 後の
N.I. A	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型 (施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
法令の		及びその経緯	① 古安甘琳士事 / 《 で ハ	0.05	#++4	14 KK
1	法律の制定 又は改廃及	(1) 立案の検討	①立案基礎文書 (一の項イ)	20年	・基本方針	移管
I	びその経緯				・基本計画	
					・条約その他の国際約束	
I					・大臣指示	
			L		・政務三役会議の決定	
			②立案の検討に関する審議会等		・開催経緯	
			文書(一の項イ)		· 諮問	
I					・議事の記録	
					•配付資料	
					・中間答申、最終答申、中間報 告、最終報告、建議、提言	
			③立案の検討に関する調査研究 文書 (一の項イ)		・外国・自治体・民間企業の状況 調査	
					・関係団体・関係者のヒアリング	
			法律案の審査の過程が記録され		• 法制局提出資料	1
		査	た文書 (一の項ロ)		・審査録	
1		(3) 他の行政機関への協議	行政機関協議文書(一の項ハ)		・各省への協議案	
		水 ・マノ 加 技			・各省からの質問・意見	
					・各省からの質問・意見に対する 回答	
		(4) 閣議	閣議を求めるための決裁文書及 び閣議に提出された文書 (一の 項ニ)		・5点セット(要綱、法律案、理由、新旧対照条文、参照条文)	
					・閣議請議書	
					・案件表	
					•配付資料	
		(5) 国会審議	国会審議文書(一の項へ)		議員への説明	1
1					• 趣旨説明	
1					• 想定問答	
1					答弁書	
					・国会審議録	
					・内閣府意見案	
					・同案の閣議請議書	
		(6) 官却ハテス	官報公示に関する文書その他の		・官報	
		(6) 官報公示その他の公布	自報公示に関する义書での他の 公布に関する文書 (一の項ト)		・ 日報 ・ 公布裁可書(御署名原本)	
		(7)解釈又は運			・外国・自治体・民間企業の状況	
		用の基準の設定	ための調査研究文書(一の項チ)		・関係団体・関係者のヒアリング	
			②解釈又は運用の基準の設定の			
1			ための決裁文書 (一の項チ)		・ガイドライン	
1					・訓令、通達又は告示	
					運用の手引	
2	政令の制定	(1) 立案の検討	①立案基礎文書 (一の項イ)	20年	・基本方針	移管
	又は改廃及		S 7.62.65 (7 X 1 /	. = 1	・基本計画	
I	びその経緯				・条約その他の国際約束	
					・大臣指示	
					・政務三役会議の決定	
			L		・以伤—仅云磯ツ仄止 	

事	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の	保存期間	企画評価・政策プロモーション室 具体例	保存期間満了後の
			類型(施行令別表の該当項) ②立案の検討に関する審議会等		・開催経緯	措置
			文書(一の項イ)		・諮問	
					・議事の記録	
					・配付資料	
					・中間答申、最終答申、中間報	
			③立案の検討に関する調査研究		告、最終報告、建議、提言 ・外国・自治体・民間企業の状況	
			文書(一の項イ)		調査	
					・関係団体・関係者のヒアリング	
			政令案の審査の過程が記録され		・法制局提出資料	
		査	た文書 (一の項ロ)		・審査録	
			意見公募手続文書(一の項ハ)		・政令案	
		続			・趣旨、要約、新旧対照条文、参	
					照条文 ・意見公募要領	
					・提出意見	
					・提出意見を考慮した結果及びそ	
					の理由	
		(4) 他の行政機 関への協議	行政機関協議文書(一の項ハ)		・各省への協議案	
		医 000000000000000000000000000000000000			・各省からの質問・意見	
					・各省からの質問・意見に対する 回答	
		(5) 閣議	閣議を求めるための決裁文書及 び閣議に提出された文書 (一の 項ニ)		・5点セット(要綱、政令案、理由、新旧対照条文、参照条文) ・閣議請議書	
					・案件表	
					・配布資料	
			官報公示に関する文書その他の		・官報	
		の他の公布	公布に関する文書(一の項ト)		・公布裁可書(御署名原本)	
			①解釈又は運用の基準の設定の ための調査研究文書(一の項		・外国・自治体・民間企業の状況 調査	
		用の基準の政定	手)		・関係団体・関係者のヒアリング	
			②解釈又は運用の基準の設定の		- <u>- 逐条解説</u>	
			ための決裁文書 (一の項チ)		・ガイドライン	
					・訓令、通達又は告示	
					・運用の手引	
	首令その他の担め知	(1) 立案の検討	①立案基礎文書 (一の項イ)	20年	・基本方針	移管
気	の規則の制 定又は改廃				・基本計画	
	及びその経 ^違				・条約その他の国際約束	
	-				・大臣指示	
			L		・政務三役会議の決定	
			②立案の検討に関する審議会等 文書(一の項イ)		・開催経緯	
			A 貞 (ツ'Ŗ1 /		・諮問	
					・議事の記録	
					・配付資料	
			 _		・中間報告、最終報告、提言	
			③立案の検討に関する調査研究 文書(一の項イ)		・外国・自治体・民間企業の状況 調査	
			AB (2 X I /		・関係団体・関係者のヒアリング	
]

企画評価・政策プロモーション室

令和7年4月1日

	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型 (施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
		(2) 意見公募手続	意見公募手続文書(一の項ハ)		・省令案・規則案 ・趣旨、要約、新旧対照条文、参 照条文	
					・意見公募要領	
					・提出意見・提出意見を考慮した結果及びそ	
					の理由	
		(3) 制定又は改 廃	省令その他の規則の制定又は改 廃のための決裁文書(一の項		・省令案・規則案	
			本)		・理由、新旧対照条文、参照条文	
		(4) 官報公示	官報公示に関する文書(一の項ト)		・官報	
			①解釈又は運用の基準の設定の		・外国・自治体・民間企業の状況	
		用の基準の設定	ための調査研究文書(一の項 チ)		調査 ・関係団体・関係者のヒアリング	
			②解釈又は運用の基準の設定の			
			②解析又は連用の基準の設定の ための決裁文書 (一の項チ)		・ 逐条解説・ ガイドライン	
					・訓令、通達又は告示	
					・運用の手引	
閣議、	関係行政機関	の長で構成される	ら会議又は省議 (これらに準ずるも	のを含む。)の決定又は了解及びその経緯	L
4	閣議の決定		①閣議を求めるための決裁文書	20年	・歳入歳出概算	移管
	又は了解及 びその経緯	る閣議の米め及び予算の国会提出その他の重要	及び閣議に提出された文書 (三 の項イ)		・予算書(一般会計・特別会計・ 政府関係機関)	
		な経緯			・概算要求基準等	
					・閣議請議書	
					・案件表	
			②予算その他国会に提出された ②予算をの他国会に提出された		・配付資料 ・予算書(一般会計・特別会計・	
			文書(三の項ハ)		政府関係機関) ・予算参考資料	
		る閣議の求め及	①閣議を求めるための決裁文書 及び閣議に提出された文書(三		・決算書(一般会計・特別会計・ 政府関係機関)	
		び決算の国会提出その他の重要	の項イ)		・調書	
		な経緯			・予備費使用書	
					・ 閣議請議書 ・ 案件表	
					•配布資料	
			②決算に関し、会計検査院に送		・決算書(一般会計・特別会計・	
			付した文書及びその検査を経た 文書(三の項ロ)		政府関係機関) (※会計検査院保有のものを除	
			③歳入歳出決算その他国会に提 出された文書(三の項ハ)		く。) ・決算書 (一般会計・特別会計・ 政府関係機関)	
			①答弁の案の作成の過程が記録		・法制局提出資料	1
		に対する答弁に関する閣議の求			・審査録	
		する答弁その他			・答弁案 ・閣議請議書	
		の重要な経緯	の項ロ)		・ ・ ・ ・ 条件表	
					・配付資料	
			③答弁が記録された文書(四の		- <u> </u>	
			項ハ)			J

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型(施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
	(4) 基本方針、 基本方針、 主動他のとなるとは 主動性のとなるとは は関数とのは は関数とのは は関数とのは は関数とのは は関数とのは のでは のでは のでは のでいる もので除 ものでいる。)	①立案基礎文書(五の項イ) ②立案の検討に関する審議会等 文書(五の項イ)		・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報	
		③立案の検討に関する調査研究 文書 (五の項イ)		告、最終報告、建議、提言 ・外国・自治体・民間企業の状況 調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・任意パブコメ	
		④行政機関協議文書(五の項 ロ)		・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する 回答	
		⑤閣議を求めるための決裁文書 及び閣議に提出された文書(五 の項ハ)		・基本方針案・基本計画案・白書案・閣議請議書・案件表・配付資料	
関成議準をのてでるれも。お。	関係ででは、現代のでは、現代ででは、現代ででは、できまれています。 でいる はい	①会議の決定又は了解に係る案の立案基礎文書(六の項イ) ②会議の決定又は了解に係る案の検討に関する調査研究文書	10年	 基本方針 基本計画 条約その他の国際約束 総理指示 ・外国・自治体・民間企業の状況 調査 	移管
の決定又は了解及びその経緯		(六の項イ) ③会議の決定又は了解に係る案の検討に関する行政機関協議文書(六の項イ)		・関係団体・関係者のヒアリング ・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する	
		④会議の検討のための資料として提出された文書(六の項ロ)及び会議(国務大臣を構成員とする会議に限る。)の議事が記録された文書		回答 ・配付資料 ・議事の記録	
		⑤会議の決定又は了解の内容が 記録された文書(六の項ハ)		・決定・了解文書	

企画評価・政策プロモーション室

令和7年4月1日

	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型 (施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
6	省議(これ に準ずるも	省議の決定又は 了解に関する立	①省議の決定又は了解に係る案 の立案基礎文書(七の項イ)	10年	・基本方針	移管
	のを含む。	案の検討その他	の立来基礎又音(もの項イ)		・基本計画	
	この項にお いて同	の重要な経緯			・条約その他の国際約束	
	じ。) の決				・大臣指示	
	定又は了解 及びその経 緯		②省議の決定又は了解に係る案 の検討に関する調査研究文書		・外国・自治体・民間企業の状況 調査	
			(七の項イ)		・関係団体・関係者のヒアリング	
			③省議に検討のための資料とし		・配付資料	
			て提出された文書(七の項ロ) 及び省議(国務大臣を構成員と		・議事の記録	
			する省議に限る。)の議事が記録された文書			
			④省議の決定又は了解の内容が 記録された文書(七の項ハ)		・決定・了解文書	
	⊕ /==/,-H/(HH) = 1.	7 # 4 1 7 7 1 1/4 4	~~~/_## HB +# 1	HD	## 0 = 11. + T x 13 7 0 / 17 / tr	
復数(の行政機関によ	る甲合せ又は他の)行政機関若しくは地方公共団体に	対して示す	基準の設定及びその経緯	
7	複数の行政 機関による	複数の行政機関 による申合せに		10年	・基本方針	移管
	申合せ及び	関する立案の検			・基本計画	
	その経緯	討及び他の行政 機関への協議そ			・条約その他の国際約束	
		の他の重要な経			・総理指示	
		緯	②申合せに係る案の検討に関す る調査研究文書 (八の項イ)		・外国・自治体・民間企業の状況 調査	
					・関係団体・関係者のヒアリング	
			③申合せに係る案の検討に関す		・各省への協議案	
			る行政機関協議文書(八の項 イ)		・各省からの質問・意見	
					・各省からの質問・意見に対する 回答	
			④他の行政機関との会議に検討		・開催経緯	
			のための資料として提出された		議事の記録	
			文書及び当該会議の議事が記録 された文書その他申合せに至る		・配付資料	
			過程が記録された文書 (八の項ロ)		· 自己的 其本	
			⑤申合せの内容が記録された文			
			書 (八の項ハ)			
8	他の行政機 関に対して	基準の設定に関する立案の検討	①立案基礎文書 (九の項イ)	10年	・基本方針	移管
	示す基準の	その他の重要な			・基本計画	
	設定及びそ の経緯	経緯			・条約その他の国際約束	
					・大臣指示	
					・政務三役会議の決定	
			②立案の検討に関する審議会等		・開催経緯	
			文書(九の項イ)		・諮問	
					・議事の記録	
					・配付資料	
					・中間答申、最終答申、中間報	
					告、最終報告、建議、提言	
			③立案の検討に関する調査研究 文書(九の項イ)		・外国・自治体・民間企業の状況 調査	
					・関係団体・関係者のヒアリング	
			LJ		L	

					企画評価・政策プロモージョン室	17個7年4月1日
	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型(施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
			④基準を設定するための決裁文書その他基準の設定に至る過程が記録された文書(九の項ロ)		・基準案	
			⑤基準を他の行政機関に通知し た文書(九の項ハ)		• 通知	
9	体に対して	する立案の検討 その他の重要な	①立案基礎文書(九の項イ)	10年	・基本方針・基本計画・条約その他の国際約束・大臣指示	移管
			②立案の検討に関する審議会等 文書 (九の項イ)		・政務三役会議の決定・開催経緯・諮問・議事の記録・配付資料	
			③立案の検討に関する調査研究 文書(九の項イ)		・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言・外国・自治体・民間企業の状況調査・関係団体・関係者のヒアリング	
			④基準を設定するための決裁文書その他基準の設定に至る過程が記録された文書(九の項ロ) ⑤基準を地方公共団体に通知し		・ 基準案 ・ 通知	
ACEL A. T.	が注しの権利	義務の得喪及びそ	た文書(九の項ハ)			
10人义	個人の権利 義務の得喪		①立案の検討に関する審議会等 文書(十の項) ②立案の検討に関する調査研究	10年	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 ・外国・自治体・民間企業の状況 調査 ・関係団体・関係者のヒアリング	移管
			③意見公募手続文書(十の項)		・審査基準案・処分基準案・行政 指導指針案 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びそ の理由	
			④行政手続法第2条第8号ロの 審査基準、同号ハの処分基準及 び同号ニの行政指導指針を定め るための決裁文書(十の項) ⑤行政手続法第6条の標準的な 期間を定めるための決裁文書 (十の項)		・審査基準案・処分基準案・行政 指導指針案 ・標準処理期間案	
1	I					<u> </u>

事項	要数の団八	当該業務に係る行政文書の	加大田田	企画評価・政策プロセーション至	保存期間満了後の
* 2.	業務の区分 2) 行政手続法	類型(施行令別表の該当項) 許認可等をするための決裁文書	保存期間 10年(国	・審査案	措置 以下について移管(それ
第 許 「 い	52条第3号の	計画の等をするための代数文音 その他許認可等に至る過程が記録された文書 (十一の項)	1立館管をき定のる許の消日特後0公へのとこめに。認効滅に定54文の措るとた限)可力す係日年出書移置べをも は等がるる以出書移置べをも は等がるる以	• 理由	以外は廃棄。以下同 じ。) ・国籍に関するもの
第 不 下 分 に	男2条第4号の	不利益処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が 記録された文書(十二の項)	処分 分 る 特 ら は 後 5 年 年	・処分案 ・理由	廃棄
(る 適 法 年 号 項 い じ じ	(補助算の ・ では、 ・ できます。 ・ できます。 ・ できます。 ・ できます。 ・ できます。 ・ できます。 ・ できます。 ・ できまます。 ・ できます。 ・ できます。 ・ できます。 ・ できます。 ・ できます。 ・ できます。 ・ できまます。 ・ できます。 ・ できます。 ・ できます。 ・ できます。 ・ できまする。 ・ できまする。 ・ できまます。 ・ できまます。 ・ できまます。 ・ できまます。 ・ できまます。 ・ できまます。 ・ できままする。 ・ できまます。 ・ できまます。 ・ できまます。 ・ できまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	①交付の要件に関する文書 (十三の項イ) ②交付のための決裁文書その他 交付に至る過程が記録された文 書(十三の項ロ) ③補助事業等実績報告書(十三 の項ハ)	交る終日特後 1 1 1 1 1 2 1 3 3 4 3 5 4 5 5 6 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7	・交付規則・交付要綱・実施要領 ・審査要領・選考基準 ・審査案 ・理由 ・実績報告書	以下について移管 ・補助金等の交付の要件 に関する文書
に 等 そ	に関する審議会 経における検討 の他の重要な 経緯	①不服申立書又は口頭による不服申立てにおける陳述の内容を録取した文書(十四の項イ) ②審議会等文書(十四の項ロ) ③裁決、決定その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書(十四の項ハ) ④裁決書又は決定書(十四の項ニ)		 ・不服申立書 ・録取書 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・答申、建議、意見 ・弁明書 ・反論書 ・意見書 ・裁決・決定書 	以下について移管 ・法令の解釈やその後の 政策立案等に大きな影響 を与えた事件に関するも ・審議会等の決裁等につ いて年度ごとに取りまと めたもの
機 す そ	後関を当事者と る訴訟の提起 の他の訴訟に 可する重要な経 は	①訴訟の提起に関する文書 (十五の項イ) ②訴訟における主張又は立証に 関する文書(十五の項ロ) ③判決書又は和解調書(十五の 項ハ)	訴訟す係日 特後 10年	 ・訴状 ・期日呼出状 ・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論・証人等調書 ・書証 ・判決書 	以下について移管 ・法令の解釈やその後の 政策立案等に大きな影響 を与えた事件に関するも の
		^ /		・和解調書	

			当該業務に係る行政文書の		正画計画・政策プロモージョン主	保存期間満了後の
	事 項	業務の区分	類型 (施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	措置
11	法人の権利 義務の得喪	(1) 行政手続法 第2条第8号口	①立案の検討に関する審議会等 文書(十の項)	10年	・開催経緯	移管
	及びその経	の審査基準、同	Λ (√ / ()		• 諮問	
	緯	号ハの処分基 準、同号ニの行			・議事の記録	
		政指導指針及び			•配付資料	
		同法第6条の標 準的な期間に関			・中間答申、最終答申、中間報 告、最終報告、建議、提言	
		する立案の検討 その他の重要な	②立案の検討に関する調査研究		・外国・自治体・民間企業の状況	
		経緯	文書 (十の項)		調査	
					・関係団体・関係者のヒアリング	
			③意見公募手続文書(十の項)		・審査基準案・処分基準案・行政	
					指導指針案 ・意見公募要領	
					・提出意見	
					・提出意見を考慮した結果及びそ	
					の理由	
			④行政手続法第2条第8号ロの		・審査基準案・処分基準案・行政	
			審査基準、同号ハの処分基準及 び同号ニの行政指導指針を定め		指導指針案	
			るための決裁文書(十の項)			
			⑤行政手続法第6条の標準的な		・標準処理期間案	
			期間を定めるための決裁文書 (十の項)		W. 1	
		(2) 不利益処分	不利益処分をするための決裁文	処分がさ	処分案	以下について移管
		に関する重要な 経緯	書その他当該処分に至る過程が 記録された文書(十二の項)	れる日に 係る特定	・理由	・運輸、郵便、電気通信 事業その他の特に重要な
		小土小牛	山外で4000大音(十二00次)	日以後5		公益事業に関するもの
				年		・公益法人等及び公益信 託に関するもの
		(3) 補助金等の	①交付の要件に関する文書	交付に係	・交付規則・交付要綱・実施要領	以下について移管
		交付(地方公共 団体に対する交	(十三の項イ)	る事業が 終了する	・審査要領・選考基準	・補助金等の交付の要件 に関する文書
		付を含む。)に関する重要な終	②交付のための決裁文書その他	日に係る 特定日以	- 本音案 ・審音案	・補助事業等実績報告書に関するもの
		緯	交付に至る過程が記録された文	後5年	・理由	(C)
			書(十三の項ロ)		₹H	
			③補助事業等実績報告書(十三		・実績報告書	
			の項ハ)	***		ハエン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		(4) 不服申立て に関する審議会	①不服申立書又は口頭による不 服申立てにおける陳述の内容を	裁沢、沢 定その他	・不服申立書	以下について移管 ・法令の解釈やその後の
		等における検討 その他の重要な	録取した文書(十四の項イ)	の処分が される日	録取書	政策立案等に大きな影響 を与えた事件に関するも
		経緯		に係る特		の
			②審議会等文書(十四の項ロ)	定日以後 10年	· 諮問	・審議会等の決裁等につ いて年度ごとに取りまと
					・議事の記録	めたもの
					• 配付資料	
					・答申、建議、意見	
			③裁決、決定その他の処分をす		・弁明書	
			るための決裁文書その他当該処 分に至る過程が記録された文書		・反論書	
			(十四の項ハ)		・意見書	
			④裁決書又は決定書(十四の項		・裁決・決定書	
I	I		=)			

					企画評価・政策プロモーション室	7747年4月1日
	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型(施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
		(5) 国又は行政 機関を当な事者起 する訴訟の訴訟の訴訟を 関する重要な経 緯	①訴訟の提起に関する文書 (十五の項イ) ②訴訟における主張又は立証に 関する文書 (十五の項ロ) ③判決書又は和解調書 (十五の	訴結に定 1 0年	 ・訴状 ・期日呼出状 ・客弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論・証人等調書 ・書証 ・判決書 	以下について移管 ・法令の解釈やその後の 政策立案等に大きな影響 を与えた事件に関するも の
			項八)		•和解調書	
職員の	┃ ○人事に関する	 事項				
12	職員の人事 に関する事 項	(1) 職員の研修の実施に関する計画の立案の検討その他の職員の研修と経緯	①計画の立案に関する調査研究 文書(十七の項) ②計画を制定又は改廃するため の決裁文書(十七の項) ③職員の研修の実施状況が記録 された文書(十七の項)		調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・計画案 ・実績	廃棄(ただし、閣議等に 関わるものについては移 管)
		(2) 職員の兼業 の許可に関する 重要な経緯 ※内閣官房令、 事院規則の規定に		·	・申請書 ・承認書 ものは、それぞれ内閣官房令、人	
その他	1の事項	争沉风则仍风足	- 4 る。			
13	告示、訓令及び通達はのである。 制度及びその 経緯	(1) 告示の立案 の検討その他の 重要な経緯(1 の項から12の 項までに掲げる ものを除く。)	②立案の検討に関する調査研究 文書 (二十の項イ)	10年	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申中間報告、 最終報告、建議、提言 ・外国・自治体・民間企業の状況 調査 ・関係団体・関係者のヒアリング	廃棄
			③意見公募手続文書 (二十の項イ) ④制定又は改廃のための決裁文書 (二十の項ロ) ⑤官報公示に関する文書 (二十の項ハ)		・告示案 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由 ・告示案	
		(2) 訓令及び通達の立案の位のでは 達の立案の他の重項をの他のでは 経緯(1の項まで ら12のでは掲げるものを 除く。)	①立案の検討に関する調査研究 文書 (二十の項イ) ②制定又は改廃のための決裁文 書 (二十の項ロ)	10年	・外国・自治体・民間企業の状況 調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・訓令案・通達案 ・行政文書管理規則案 ・公印規程案	以下について移管 ・行政文書管理規則その 他の重要な訓令及び通達 の制定又は改廃のための 決裁文書

-				企画評価・政策プロモーション室	令和7年4月1日
		当該業務に係る行政文書の 類型 (施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
算に関する 事項 事項 単度 の見類 他のう る重型 (46	歳継許務積の予要の4く 人続費負に保算な項げ) 人続費負に保算な項げ) 、び行すそ関緯のも 、び行すそ関緯のも 、び行すそ関緯のも 、び行すそ関緯のも 、のす 、のす 、のす 、のす 、ののす 、ののす 、ののす 、ののす 、	成入 成出 無統 表表 表表 表表 表表 表表 表表 上 一 の項 コ) を	10年	・概算要求の方針 ・大臣指示 ・ 攻務三役会議の決定 ・ 省内調整 ・ 概算要求書 ・ 機算要求書 ・ 継越明 許費要求書 ・ 繰越明 許費要求書 ・ 操越明 許費要求書 ・ 異庫債務負担行為要求書 ・ 予算決算及び会計令第12条の規定に基づく予定経費要求書等の担定として、表示では基づく予算の配賦通知	以・の見なそ録に積・の求なそ録に書・に要書 では、一次のようでは、一次のようでは、一次のようでは、一次の見なるは、一次のようでは、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次
出の? 並び! に関っ の作り 決要な 項(2)	決にす製に経める)②たの②まへ④ほ記三⑤び思過の②たの③果へ④ほ記三⑤	①から③までに掲げるものの か、決算の提出に至る過程が 録された文書(二十二の項	5年	・歳入及び歳出の決算報告書 ・国の債務に関する計算書 ・継続費決算報告書 ・歳入徴収額計算書 ・支出計算書 ・歳入簿・歳出簿・支払計画差引簿 ・徴収簿 ・支出決定簿 ・支出領担行為認証官の帳簿 ・支出負担行為認証官の帳簿 ・計算書 ・証拠書類 (※会計検査院保有のものを除く。) ・意見又は処置要求 (※会計検査院保有のものを除く。) ・意見又は処置要求 (※会計検査院保有のものを除く。)	東京 では、 東京 で

類型(施行令別表の該当項)	本例 保存期間満了後の 措置
15 機構及び定機構及び定員の 機構及び定員の要求に関する文 10年 ・大臣指示 員に関する 要求に関する重 書並びにその基礎となった意思 マルスボールへが の	移管
事項 要な経緯 決定及び当該意思決定に至る過 ず 以務二役会議の)決定
程が記録された文書(二十三の 項)	
・機構要求書	
・定員要求書	
・定員合理化計画	ī
16 政策評価に 行政機関が行う ①政策評価法第6条の基本計画 10年 ・開催経緯	移管
関する事項 政策の評価に関 又は政策評価法第7条第1項の ・議事の記録 ・議事の記録	
13年法律第8 審議会等文書 (二十六の項イ) ・配付資料	
6号。以下「政 策評価法」とい ・中間報告、最終	· 報告、提言
う。) 第6条の 基本計画の立案 の其太計画では実施計画の制定	
の検討、政策評しと本子の国際になる場合が関係している。	民間企業の状況
価法第10条第 1項の評価書の ・関係団体・関係	者のヒアリング
作成その他の政	
策評価の実施に ③基本計画の制定又は変更のた ・基本計画案 関する重要な経 めの決裁文書及び当該制定又は ・	
章 変更の通知に関する文書(二十 ・通知	
六の項イ)	
④実施計画の制定又は変更のた・事後評価の実施	直計画案 ————
めの決裁文書及び当該制定又は 変更の通知に関する文書(二十 ・ 通知	
六の項イ)	
⑤評価書及びその要旨の作成の ・評価書	
ための決裁文書並びにこれらの	
通知に関する文書その他当該作	
9の項に掲げるものを除く。)	
(二十六の項ロ)	
⑥政策評価の結果の政策への反・政策への反映状	
映状況の作成に係る決裁文書及 び当該反映状況の通知に関する ・通知	
文書その他当該作成の過程が記	
録された文書(二十六の項ハ)	

			当該業務に係る行政文書の		企画評価・政策プロモーション至	保存期間満了後の
1.7	事項	業務の区分	類型 (施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	措置
17		栄典又は表彰の 接与又ははは の重要な (4の (4の (4の (5る) (5る)	栄典又は表彰の授与又ははく奪のための決裁文書及び伝達の文書 (二十八の項)	10年	・選考基準・選考案・伝達・受章者名簿	以下について移管 ・栄典制度のの創設・改廃 に関するも気が、褒章の選 ・叙位定に関するも気が、変もの表 ・国民栄誉に係るもの ・国民栄養に係るもの ・国外の著名な表 ・国外の著名もの
18	国会及び審 議会等にお ける審議等 に関する事 項	(1) 国会審議 (1の項から1 7の項までに掲 げるものを除 く。)	国会審議文書(二十九の項)	10年	・議員への説明・趣旨説明・想定問答・答弁書・国会審議録	以下について移管 ・大臣の演説に関するも の ・会期ごとに作成される 想定問答
		(2) 審議会等 (1の項から2 0の項までに掲 げるものを除 く。)	①審議会等文書(二十九の項)	10年	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報 告、最終報告、建議、提言	以下について移管 ・審議会その他の合議制 の機関(部会、小委員会 等を含む。)及び懇談会 等行政運営上の会合に関 するもの
			②審議会等の事務関係		・委員の任免関係 ・開催通知	廃棄
19	文書の管理 等に関する 事項	文書の管理等	①行政文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書(三十の項)(1)常時最新のものに変更される文書(2)長期にわたり利用する可能性がある文書(3)先例となるロジに関する文書	常用(無期限)	・環境では、 ・環境では、 ・環境では、 ・環境では、 ・で	廃棄
			②取得した文書の管理を行うた めの帳簿(三十一の項)	5年	 ・受付簿	
			③決裁文書の管理を行うための 帳簿(三十二の項)	3 0 年	・ ・ 決裁簿	
			④行政文書ファイル等の移管又 は廃棄の状況が記録された帳簿	20年	・移管・廃棄簿	移管
			(三十三の項) ⑤第22条第3項の規定に基づ 〈廃棄の記録 ⑥文書管理担当者及びその補助	5年	・保存期間を1年未満とする行政 文書ファイル等の廃棄の記録 ・指定及びその報告に関する文書	 廃棄
			者の指定に関する文書 ⑦行政文書の点検・監査の記録		・点検結果・監査結果	
			⑧行政文書ファイル等の引継に 関する文書		- 引継確認書	

企画評価・政策プロモーション室

	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型(施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
			⑨①から⑧までに掲げるものの ほか、行政文書の管理等に関す る記録		 ・保存期間が満了したときの措置の定めに関する記録 ・延長に関する記録 ・廃棄の協議に関する記録 ・移管(移管文書の利用制限に関する意見を含む)に関する記録 ・大臣官房総務課からの作業依頼 	
20	法に告議届知資要当定程のづび同、報の並意至知、出、料求該に規く協意通告提び思る。 はいいき はいいい はいいい はいいい はいい はいい はいい はいい はいい	(1) 法令の規定に基づく他の行政機関等に対する勧告及び当該意思決定に至る過程		3 0年	・大臣指示・状況の調査・勧告・措置結果	以下について移管 ・勧告、協議、同意等の うち特に重要なもの
		による他の行政 機関等に対する 協議及び同意並	①他の行政機関等の協議に対する文書(協議案、他の行政機関等の質問又は意見、当該質問又は意見に対する回答が記録された文書を含む。) ②同意等の内容が記録された文書	10年	・各省への協議案 ・各府省等からの質問・意見 ・各府省等からの質問・意見に対 する回答 ・同意書	
		による他の行政 機関等に対する 届出、通知、報	①通知、報告、資料の提出要求 等に関する経緯が記録された文 書 ②届出、通知、報告、資料の提 出要求等の内容が記録された文 書	10年	報告、資料提出の求め調査計画届出書通知文書報告書提出資料	
21	国際会議に関する事項	国際会議(外国 政府との交渉を 含む。) に関す る重要な経緯	①大臣、副大臣、大臣政務官が 出席した国際会議のうち重要な 国際的意思決定が行われた会議 に係る準備、実施、参加、会議 の結果等に関する文書のうち重 要なもの	30年	・発言要領・配付資料・議事の記録・合意文書	移管
			②重要な国際会議等(①に掲げるものを除く。)に係る準備、実施、参加、会議の結果等に関する文書のうち重要なもの	10年	・発言要領 ・配付資料 ・議事の記録 ・合意文書	
22	加 口の答理	物品の管理	③①②以外のもの 物品の取得・処分等に関する文	10年 常用(無		廃棄
22	物品の管理 に関する事 項	1が叩い音 垤	1900日 1900 日本 1900 日	期限)	・物品供用簿・払田・供用・返納その他物品の管理に関する文書・金券等の管理に関する帳簿	廃棄
23	契約に関す る事項		①契約に係る決裁文書及びその 他契約に至る過程が記録された 文書 ②契約の履行に関する文書	契約が終 了する日 に保る 5年 5年	・仕様書案・協議・調整経緯・予定価格調書・入札結果・業務完了報告書	廃棄
24	広報に関す る事項	広報	広報に関する文書	5年	・広報資料、報道発表資料 ・大臣記者会見録 ・年次報告書	移管

			11 34 11 7h 1 - 10 - 1 - 1		企画評価・政策プロモーション室 ■	〒和7年4月1日
	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型(施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
25	職員等の交 替に関する 事項	職員等の交替	①政務三役の交替に関する文書 のうち重要なもの	5年	・事務引継書・説明資料	移管
c	* * *	₩ A A ₩ A	②①以外のもの	1年未満	・引継書	廃棄
26	旅行命令・ 旅行依頼及 び旅費の支 給に関する 事項	旅行命令・旅行 依頼及び旅費の 支給	旅行命令・旅行依頼及び旅費の 支給に関する文書	5年	・旅行命令・旅行依頼に関する文書 ・旅費の支給に関する文書	廃棄
7	謝金等の支給に関する事項	謝金等の支給	謝金等の支給に関する文書	5年	・謝金等の支給に関する文書	廃棄
3	海外出張に 関する事項 (26の項 に掲げるも のを除く)	海外出張	海外出張	3年	・公用旅券の発給、査証の取得等に関する文書	廃棄
9	職員の人事 に項(12の 項に掲げる ものを除 く)	職員の人事	①人事院規則1-34別表又は 「人事院規則1-34(人事管 理文書の保存期間)の運用について」第1項に定める人事管理 文書	人事院規 東等に規 める期間	・勤務時間報告書 (5年) ・出勤簿 (5年) ・休暇簿 (3年) ・休暇簿 (3年) (特別休暇のうち、介護時間と介護休暇の条件項に規定が高い。 主十条状態でとの指定が三口で、月にでは、ではその期間が通算して、月にでは、ではいる。)の大きなのに対して、日間が到要件に該当しない。といる。といるでは、その該当にはない。といるでは、その数目に係るのでは、その数目に係るのでは、その数目に係るのでは、その数目に係るのでは、その数目に係るのでは、その数目に係る等により、の翌日に係る特定日以後三年)	廃棄
					・通勤手当・住居手当・扶養手当・単身赴任手当に係る届及び認に係る特定日以後5年)・フレックスタイムの申告・割振り簿(3年)・等殊勤務実績簿及び特殊勤務手当整理簿(6年)・管理職員特別勤務手到整理簿(6年)・軽出職員の勤務時間報告書(1年)・超過勤務等命令簿(6年)・超過勤務等命令簿(6年)・育児休業等が終了する日の場所である特定日以後3年)等	
			②給与に関する文書 (①に掲げる文書を除く。) ③倫理に関する文書 (①に掲げる文書を除く。)		・贈与等報告書 ・株取引等報告書 ・所得等報告書 ・利害関係者との飲食届出書 ・講演等に対する報酬受領承認申 請書 ・倫理監督官への相談書	
			④勤務時間の管理に関する文書 (①に掲げる文書を除く) ⑤分限、災害補償等に関する文 書(①に掲げる文書を除く)		・休職に関する文書	
			⑥非常勤職員の採用等に関する 文書		・採用に関する文書 ・退職に関する文書 等	

当該業務に係る行政文書の 類型 (施行令別表の該当項) 保存期間満了後の 車 項 業務の区分 保存期間 具体例 措置 ⑦身分証明書等の発行に関する 文書 ・発行、貸与、返却等に関する文 書及び帳簿 ・依頼に関する文書 ・受諾に関する文書 ⑧職員の講演等の承諾に関する 文書 (③に掲げる文書を除 ⑨職員の用務以外での海外渡航 海外渡航承認申請書 に関する文書 ・承認に関する文書 ⑩職員の氏名変更及び旧姓使用 氏名変更届 • 旧姓使用申出書 に関する文書 旧姓使用通知書 · 旧姓使用中止届 ⑪室内の人事異動に関する文書 1年未満 ・人事異動内示書 ①公印の制定・改刻・廃止に関 ・公印の制定・改刻・廃止に関す こ関する事 する記録 る届出 ②公印の印影の印刷に関する記 ・公印の印影の印刷の申請に関す 3年 る文書 ・公印の印影の印刷の承認に関す る文書 後援等の名義の使用に関する文 後援等の名義の 義の使用に 使用 ・承認に関する文書 関する事項 ・報告書 賞状等の下 賞状等の下付 賞状等の下付に関する文書 5年 申請書 廃棄 付に関する ・承認に関する文書 ・報告書 33 (1) 情報公開 開示請求に関する文書 廃棄 で個人情報 保護に関す 杳会への 不服申立 諮問に関 ・審査会への諮問 る事項 する文書 は 1 0 大臣官房総務課からの作業依頼 年) (2) 個人情報保 ①個人情報保護に関する文書 ・個人情報ファイル簿 期限) 5年(審 開示請求 杏会への • 訂正請求 諮問に関 • 利用停止請求 する文書 は10 • 審查請求 ・審査会への諮問 年) • 監查 • 点検 ・大臣官房総務課からの作業依頼 ②行政機関等匿名加工情報に関 5年(提 提案の募集 案に係る する文書 ・提案書の審査 契約を締 ・第3者意見書提出機会の付与 結する場 ・提案に係る契約の締結及び解除 品 合は、当 該契約が 終了する 日に係る 特定日以 後5年) 34 会議に関す 会議 ①重要な会議に関する文書 5年 会議資料 廃棄 る事項(前項までに掲 · 出席者名簿 げるものを · 除く) ②軽易な会議に関する文書 1年未満 ・会議資料 研修等の受入・実施に関する文 ・環境行政実務研修に関する文書 研修等の受 研修等の受入・ 3年 入・実施に 関する事項 インターンシップに関する文書 等

	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型(施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
36	講演等の依頼に関する 事項(前項 までに掲げ るものを除く)	講演等の依頼	外部の者への講演等の依頼に関 する文書	5年	・講演等の依頼に関する文書	廃棄
37	官報の掲載 に関する事 項(前項ま でに掲げる もく)	官報掲載	官報掲載文書	3年	・官報原稿の送付に関する文書 ・印刷誤り・原稿誤りに関する文 書	廃棄
38	署く布省書事まるく名接・略に項でも別したのでも別にのでもりにのをする項げ除	接受・配布・登録を省略した文書	接受・配布・登録を省略した文書	1年未満		廃棄
39	他の行所を機するする。 では、 では、 では、 でも、 でも、 のを除く)	他の行政機関が 所管する業務	他の行政機関が所管する業務に 関する照会・通知等に関する文 書	5の関め期じが合の関め期じが合の関め期じが合い間である。間では、1000円の関係である。間では、1000円の関係である。1000円の関係を対象である。1000円の関係では、1000円の関係である。1000円の関係では、1000円の関係では、1000円の関係では、1000円の関係では、1000円の関係では、1000円の関係では、1000円の関係では、1000円の関係では、1000円の関係では、1000円の関係では、1000円の関係では、1000円の関係では、1000円の関係では、1000円の関係では、1000円の関係では、1000円の関係では、1000円のでは、10000円のでは、1000円のでは、10000円のでは、10000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、10000円のでは、10	・照会・依頼に対する回答 ・通知 ・事務連絡 例:成長戦略、行政評価・監視、 各種特区制度等に関するもの	廃棄
40	制度に関す る事項(前 項までに掲 げるものを 除く)	制度	制度の制定又は改廃のための決裁文書	10年	・制度に関する要綱、要領、実施 規約等	以下について移管 ・重要な制度の制定又は 改廃のための決裁文書
41	エコア度の ト 制に項で リ リ リ リ リ リ リ リ リ リ リ リ リ リ リ リ リ リ リ	エコ・ファース ト	エコ・ファースト制度の手続に 関する文書	5年	・エコ・ファースト制度の規約に 基づく認定、更新、フォローアッ プの文書等	廃棄
42	重点施策に 関する事項 (前項まで に掲げるも のを除く)	重点施策	環境省の重点施策に関する文書	3年	・重点施策骨子、重点施策概要、 重点施策本文等	廃棄

備考

- この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。
 - 1 立案基礎文書 立案の基礎となった国政に関する基本方針、国政上の重要な事項に係る意思決定又は条約その他の国際約束が記録され た文書
 - 2 審議会等文書 審議会その他の合議制の機関又は専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会その他の会合 (この表において「審議会等」という。) に検討のための資料として提出された文書及びその他審議会等の議事、答申、建議、報告若しくは意見が記録された文書その他審議会等における決定若しくは了解又はこれらに至る過程が記録された文書
 - 3 調査研究文書 調査又は研究の結果及び当該結果に至る過程が記録された文書
 - 4 決裁文書 行政機関の意思決定の権限を有する者が押印、署名又はこれらに類する行為を行うことにより、その内容を行政機関の意思として決定し、又は確認した行政文書
 - 5 意見公募手続文書 意見公募手続の実施及び結果の公示に関する決裁文書
 - 6 行政機関協議文書 他の行政機関への協議に係る案、当該協議に関する他の行政機関の質問若しくは意見又はこれらに対する回答が記録された文書その他の当該協議に関する文書

標準文書保存期間基準(保存期間表)

大臣官房総合政策課

企画評価・政策プロモーション室

令和7年4月1日

事 項 業務の区分 当該業務に係る行政文書の 類型(施行令別表の該当項) 保存期間 具体例 指置

- 7 国会審議文書 国会における議案の趣旨の説明又は審議の内容が記録された文書、国会において想定される質問に対する回答に関する 文書その他の国会審議に関する文書
- 8 関係行政機関の長で構成される会議(これに準ずるものを含む。) 閣僚委員会、副大臣会議その他の二以上の行政機関の大臣等(国 務大臣、副大臣、大臣政務官その他これらに準ずる職員をいう。以下同じ。)で構成される会議
- 9 省議(これに準ずるものを含む。) 省議、政務三役会議その他の一の行政機関の大臣等で構成される会議
- 10 特定日 第14条第12項(施行令第8条第9項)の保存期間が確定することとなる日(16の項にあっては、事業終了の日又は事後評価終了の日)の属する年度の翌年度の4月1日(当該確定することとなる日から1年以内の日であって、4月1日以外の日を特定日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日)
- 二 組織の新設・改正・廃止の場合など、所掌業務に変更があった場合には、この保存期間表を速やかに改定する。
- 三 この保存期間表の改定にあたっては、公文書管理法、行政文書の管理に関するガイドライン及び環境省行政文書管理規則の規定を参酌 し、所掌する事務及び事業の性質、内容等に応じた保存期間及び保存期間満了時の措置を定めるものとする。
- 四 東日本大震災に関する行政文書ファイルについては、「東日本大震災に関する行政文書等の扱いについて」(平成24年4月10日府 公第86号内閣府大臣官房公文書管理課長)及び「東日本大震災に関する行政文書ファイル等の移管に係る基本的考えについて」(平成 24年6月18日内閣府大臣官房公文書管理課・独立行政法人国立公文書館)に基づいて、保存期間満了時の措置等の判断を行うものと し、歴史的緊急事態(新型コロナウイルス感染症対応)に関する行政文書ファイルについてもこれに準じて判断を行うものとする。
- 五 環境省行政文書管理規則第14条に基づき、この保存期間表を改定した場合は総括文書管理者に報告を行う。また、改定した場合には 公表されている保存期間表の更新を行う。
- 六 内閣官房令・人事院規則等、他府省庁等が別途定める規定(保存期間)が存在する場合は、それぞれの規定(保存期間)に従うものと する。
- 七 この表に記載の無い事項は環境省行政文書管理規則の別表に準じて判断をする。